

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市文化財団 理事長

所在地

団体名

代表者氏名

印

団 体 に 関 す る 確 認 書

当団体は、次のすべての事項に該当していることを確認します。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第8号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- (11) 公序良俗に反しない団体であること